

市税を一時に納付できない方のために 分割で納付できる猶予制度があります

市税を一時に納付できない方は、一定の要件に該当する場合に分割で納付することができますので、お早めに納税課にご相談ください。

※市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に
該当するときは…



その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、
「換価の猶予」が認められる場合があります。

なお、市税は、猶予期間内の各月に分割して納付していただきます。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、

申請による換価の猶予は認められません。

徴収猶予

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
 - ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
 - ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、
その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは…



申請することにより、1年以内の期間に限り、納付時期を遅らせたり、分割して納付することができる「徴収猶予」が認められる場合があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請の手続

◆提出する書類

① 「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」

② 「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」

及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）

④ 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

◆申請の期限

● 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

● 徴収猶予：表面①から④に該当する場合の徴収猶予については、申請の期限はありません。

表面⑤に該当する場合の徴収猶予については、納付すべき税額が確定した

市税の納期限までに申請してください。

◆猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、豊橋市から猶予の許可又は不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、豊橋市から送付される「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおり納付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

【担保として提供することができる主な財産の種類】

◎国債や豊橋市長が確実と認める上場株式などの有価証券

◎土地、建物 ◎豊橋市長が確実と認める保証人の保証

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると思われる期間に限られます。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、

猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

◎「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおり納付がない場合

◎猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合など